

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	大磯町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/seisaku/seisaku/tantou/kaikaku/mynumber_seido/1422597546106.html

執行機関名 大磯町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	大磯町児童生徒就学援助費交付要綱(平成5年大磯町教育委員会告示第42号)による児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月17日大磯町条例第36号)別表第1(第4条関係)第5の項 大磯町児童生徒就学援助費交付要綱(平成5年大磯町教育委員会告示第42号)による児童生徒の就学援助費の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第一条	大磯町児童生徒就学援助費交付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び第49条の規定に基づき、 <u>経済的な理由により就学困難な学齢児童または学齢生徒(以下「児童生徒」という。)</u> の保護者に対して <u>児童生徒就学援助費(以下「援助費」という。)</u> を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		大磯町児童生徒就学支援費交付要綱